

公告第 88—2 号

令和 7 年 11 月 6 日

変 更 公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊福知山駐屯地

第 349 会計隊長 塩津 幸孝

公告第 88 号「燃料計量機撤去・据付（令和 7 年 10 月 22 日）」に係る入札について、内容の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

1 変更事項

仕様書を別添のとおり変更する。

2 入札に関する事項の問い合わせ先

〒620-8502 京都府福知山市字天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地 第 349 会計隊 契約班 山下

TEL 0773-22-4141（内線 347）

FAX 0773-22-9549

Mail [ma349fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma349fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

令和7年11月5日

補給科長

補給班長

起案者

燃料計量機撤去・据付仕様書

福知山駐屯地業務隊

調達要求番号：5RU01AH0094

仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	福駐業-C-Z-000016
燃料計量機撤去・据付		作 成	令和7年10月15日
		変 更	令和7年11月5日
		作成部隊等名	福知山駐屯地業務隊

**1 名 称**

燃料計量機撤去・据付

**2 計量機取替場所**

別紙第2「配置図」のとおり。

**3 日 時**

契約完了後に官側との調整による。（作業完了期限は令和8年2月27日（金））

**4 役務内容**

燃料計量機の撤去・据付は表1による。

表1－撤去・据付

該 当 機 器	項 目	数 量	備 考
トキコ 固定式計量機 GA22NA-TN 1機	撤去・据付	1台	

**5 一般事項**

- 5.1 本作業は、本仕様書及びメーカー仕様書に基づき実施するものとし、仕様書及び作業中等に疑義が生じた場合は、担当官に申し出て、その指示に従うこと。
- 5.2 期間中、施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において賠償すること。
- 5.3 現場は風紀・衛生・盗難予防について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- 5.4 仕様書に記載無き事項で当然作業が必要な事項及び担当官が軽微な事項を指示した場合は、請負者において実施すること。
- 5.5 作業完了後、速やかに作業場所の清掃・片付けを行い、担当官の点検を受けること。
- 5.6 提出書類は、担当官の指示によること。

**6 特記事項**

- 6.1 撤去した器材については官側で処分する。
- 6.2 実施時期は、担当官と協議の上決定すること。
- 6.3 その他不明事項は、担当官の指示によること。

## 調 達 要 領 指 定 書

品 名	調達要求番号	作 成 年 月 日	部 隊 名	仕 様 書 番 号
燃料計量機据付	5RU01AH0094	令和7年11月5日	福知山駐屯地業務隊	福駐業-C-Z-000016

指定事項：次のとおりとする。

- 1 設置場所  
別紙第2「配置図」のとおり。
- 2 据付完了期限  
令和8年2月27日
- 3 概 要  
既存の燃料計量機を撤去し、新品の計量機の据付を実施する。また、設置後、燃料計量機の使用に必要な検査及び申請等を行う。

表1－撤去・据付

該 当 機 器	項 目	数 量	備 考
トキコ 固定式計量機 GA22NA-TN 1機	撤去・据付	1台	

## 4 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書及びメーカー仕様書に基づき実施するものとし、仕様書及び作業中等に疑義が生じた場合は、担当官に申し出て、その指示に従うこと。
- (2) 期間中、施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において賠償すること。
- (3) 現場は風紀・衛生・盗難予防について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- (4) 仕様書に記載無き事項で当然作業が必要な事項及び担当官が軽微な事項を指示した場合は、請負者において実施すること。
- (5) 作業完了後、速やかに作業場所の清掃・片付けを行い、担当官の点検を受けること。
- (6) 提出書類は、担当官の指示によること。

## 5 特記事項

- (1) 撤去した器材については官側で処分する。
- (2) 実施時期は、担当官と協議の上決定すること。
- (3) その他不明事項は、担当官の指示によること。

配 置 図



